

VIII 用語の定義

用語の定義

1 職業紹介関係

○ 一般

新規学卒者を除き、常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

・ 常用

雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）をいう。

・ 臨時・季節

臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているものをいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない）を定めて就労するものをいう。

○ 新規学卒者

卒業年の6月末日までに、公共職業安定所及び学校（職業安定法第27条及び第33条の2第1項第1号の規定による学校）において取り扱ったものをいう。

○ パートタイム

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

・ 常用的パートタイム

雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）をいう。

・ 臨時的パートタイム

雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているもの、又は季節的な余暇を利用して一定期間を定めて就労（労働）するものをいう。

○ 求職・就職

・ 新規求職申込件数

当月中に新たに受け付けた求職申込の件数をいう。

・ 前月から繰越された有効求職者数

前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者の数をいう。

・ 月間有効求職者数

「前月から繰越された有効求職者数」と、当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

・ 就職件数

自安定所の有効求職者が、安定所で受け付けた求人に就職したことを確認した件数をいう。

- ・ 他県（管外）への就職件数

就職先事業所の所在地が、自都道府県（自安定所）の管轄区域外にある場合の就職件数をいう。
就職した求職者の住所の如何は問わない。

- ・ ㊤受給者の就職件数

受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した件数をいう。

○ 求人・充足

- ・ 新規求人数

当月中に新たに受け付けた求人数（採用予定人員）をいう。

- ・ 前月より繰越された有効求人数

前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。

- ・ 月間有効求人数

「前月より繰越された有効求人数」と、当月の「新規求人数」の合計数をいう。

- ・ 他県（管外）からの連絡受求人数

当月中に他都道府県（管轄区域外）から連絡を受けた求人数をいう。

- ・ 充足数

自安定所の有効求人が、求職者と結合した件数をいう。

- ・ 他県からの充足数

都道府県地域を越える広域職業紹介による充足数で、他県の求人連絡先安定所からの通報により就職を確認したもの。または自安定所の有効求人到他県で居住する自安定所の求職者を充足させたものをいう。

○ 中高年齢者

- ・ 中高年齢者

45歳以上の者をいう。

○ 障害者

- ・ 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号から第7号に定める者をいう。

2 雇用保険関係

○ 適 用

・ 適用事業所

雇用保険法第5条第1項の規定により労働者を雇用する事業及び同法附則第2条第1項による任意適用事業に労働者を雇用する事業主の行う事業所をいう。

・ 資格取得者数

適用事業所に雇用され被保険者資格を取得したとして安定所に届出のあった数をいう。

・ 資格喪失者数

被保険者が離職、死亡等により、被保険者資格を喪失したとして、安定所に届出のあった数をいう。

・ 離職票交付枚数

安定所が離職により被保険者でなくなったことの確認を行った者に交付した離職票の枚数をいう。

○ 給 付

・ 一般被保険者の求職者給付

次に掲げる給付をいう。

- (1) 雇用保険法第13条の受給資格に基づく、所定給付日数分の基本手当
- (2) 同法第24条に規定する、公共職業訓練等を受けるものに対する基本手当の延長給付（略称㊦給付）
- (3) 同法第25条に規定する、広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当と認定されたものに対する基本手当の延長給付（略称㊧給付）
- (4) 同法附則第5条に規定する、給付日数の延長に関する暫定措置による基本手当の延長給付（略称㊨給付）
- (5) 同法第36条に規定する技能習得手当（受講手当、通所手当）及び寄宿手当
- (6) 同法第37条に規定する傷病手当

・ 離職票提出件数

離職者が安定所に出頭して離職票を提出した件数をいう。

・ 受給資格決定件数

安定所が受け付けた離職票に基づき、基本手当を受ける資格があると決定した件数をいう。

・ 初回受給者数

同一の受給期間内における当該求職者給付の第1回目の支給を受けた者の数をいう。

・ 受給者実人員

当月中に基本手当を受けたものの実数をいう。

・ 支給終了者数

当月中に基本手当の通常残日数が0になったものの数をいう。

- ・ 給付制限件数

雇用保険法第29条、第32条、第33条、第37条の4第6項、第40条第4項または第52条第1項の規定に基づき、受給資格者が紹介する職業に就くこと、安定所の指示する公共訓練受講等を拒否したこと、重責解雇されたこと、または自己都合により退職したこと等により一定の期間、給付の制限を行った件数をいう。

- ・ 特例一時金

雇用保険法第39条第1項の受給資格に基づき、短期雇用特例被保険者が失業した場合に基本手当の30日分（当分の間40日分）に相当する額が支給される給付をいう。

- ・ 高年齢求職者給付

雇用保険法第37条の3の規定により、高年齢被保険者（65歳以上の被保険者をいう。）が失業した場合に、被保険者であった期間に応じて支給される給付をいう。

- ・ 就職促進給付

雇用保険法第56条の3、第57条、第58条、第59条の規定により、失業者が再就職するのを援助・促進するために支給される。就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当、移転費、求職活動支援費をいう。

- ・ 教育訓練給付金

雇用保険法第60条の2の規定により、一定の条件を満たす一般被保険者（在職者）または一般被保険者であったもの（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合に相当する額が支給される給付金をいう。「一般教育訓練給付」（令和元年10月から新設された「特定一般教育訓練給付」を含む。）と「専門実践教育訓練給付」がある。

- ・ 高年齢雇用継続給付

- (1) 基本給付金

雇用保険法第61条の規定により、被保険者期間5年以上の60歳以上65歳未満の被保険者が、60歳時点に比して賃金額が75%未満に低下した状態で雇用を継続している場合に、定められた率に従って支給される給付金をいう。

- (2) 再就職給付金

雇用保険法第61条の2の規定により、直前の被保険者期間が5年以上の基本手当の受給者が60歳に達した日以後、支給日数を100日以上残して再就職し、被保険者となった場合において、賃金額が当該基本手当の算定基準となった賃金日数の30日分に比して75%未満に低下したときに、定められた率に従って支給される給付金をいう。

- ・ 介護休業給付金

雇用保険法第61条の4の規定により、家族を介護するために介護休業を取得した被保険者（介護休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あることが必要）に対し、介護休業中の賃金額が休業開始時の賃金と比べて低下した等、一定の要件を満たした場合に支給される給付金をいう。

・ 育児休業給付

(1) 出生時育児休業給付金

被保険者が、子の出生後8週間の期間内に合計4週間分(28日)を限度として、産後パパ育休を取得した場合、支給される給付金をいう。

(2) 育児休業給付金

雇用保険法第61条の6の規定により、1歳未満の子を養育するため育児休業をする被保険者(育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あることが必要)に対し、育児休業中の賃金額が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に支給される給付金をいう。

3 統計表の比率

$$\text{・ 求 人 倍 率} = \frac{\text{月間有効(新規)求人数}}{\text{月間有効(新規)求職者数}} \quad (\text{倍})$$

$$\text{・ 就 職 率} = \frac{\text{就 職 件 数}}{\text{月間有効(新規)求職者数}} \times 100 (\%)$$

・ 季節調整

経済統計データには、1年を周期とする季節的な変動(気温・天候・カレンダー・制度・習慣等)があり、景気動向を見るためには季節変動を除去しないと正確な姿を捉えることができないため、センサス局法に基づき調整を行うこと。

職 業 安 定 業 務 年 報 (令 和 6 年 度)

編 集 発 行 茨 城 労 働 局 職 業 安 定 部

所 在 地 水 戸 市 宮 町 1 - 8 - 3 1

〒310-8511 TEL029(224)6218